

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

インドネシア質問状原稿_Ver. 5(DGIPR)

【1】出願権利化に関する質問

I. 組織について

84.(1) DGIPR の組織構成について教えてください。特許、意匠、商標の審査官はそれぞれ何名いますか？また、今後審査官を増員する予定はありますでしょうか？審査官は海外特許庁等の研修に参加されていますか。

II. 制度について

85.(2) 現在の早期審査制度(PPH、ASPEC)の利用状況、PPH あるいは ASPEC を利用して早期審査を申請する際の要件を教えてください。実際に PPH あるいは ASPEC を利用して早期登録となった出願はありますか？

86.(3) パリルート、PCT ルート、PPH、ASPEC のそれぞれにおいて、出願から権利化までの平均期間を教えてください。

46.(4) 2002 年以降制定・改正された知的財産関連法案、及び施行規則はありますか。あればそのリスト、及び内容の概略を教えてください。(=No.56)

III. 出願書類について

12.(5) 実務上、どのくらいの頻度で審査官から英文明細書を要求されますか？(=No.88)

6.(6) 優先権証明書の翻訳文は、フロントページのみで良いのか、全文必要であるのか教えてください。また、その根拠(条文、規則、等)を教えてください。(=No.87)

IV. 審査について

89.(7) 進歩性の判断基準となる「最初の出願がなされた時、既に存在した専門知識」には、特許法第2条(3)の先願明細書の内容は含まれますか？すなわち、先後願の関係にある場合、進歩性の引例となり得ますか。(=No.14)

V. 年金について

90.(8) 特許法第 115 条第 1 項に関して、登録時に費用納付を行わなかった場合に、登録は取り消されますか？あるいは、登録費用の納付期限から 3 年目までは、特許は存続していることになるのですか？

【2】先使用に関する質問

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

I. 関連法、規則及び実施行為について

- 31.(9) 先使用証明手続きのための政令がございましたら、その内容(例えば、外国での行為、輸出入が先使用に該当するかどうか等)や英訳文をご教示ください。また、第15条にいう「先使用者証明書」取得のための手続きを教えてください。

【3】 その他の事項

I. 特許データベースについて

- 44.(10) インドネシア知的財産総局のデータベースへの収録期間、収録率を教えてください。また、明細書全文にアクセス可能ですか。Web上で公開されているデータベースと、審査官が利用する庁内のデータベースは同じですか。また、今後のデータベース作成(登録公報へのアクセス、英語版等)のご予定をお聞かせください(=No.54)

- 45.(11) 商標データベースは、審査官以外にも開放されていますか。例えば法律事務所(特許事務所)が利用可能ですか。(=No.55)

- 64.(12) (当初事務所のみ)インドネシアに出願されている特許について、国内出願、PCTルートの出願含めて公報は発行されておりますでしょうか。発行されていない場合、どのような形で公開されるのでしょうか。

- 68.(13) (当初事務所のみ)(申請により)包袋を閲覧することは可能ですか。

II. 強制実施権について

- 47.(14) 強制実施権の制度及び現状を教えてください。実施希望者側から申請する手続があるのでしょうか。あるいは政府主導で設定されるのでしょうか。2012年にいくつかの医薬品の強制実施権について報道されておりますが、実際に強制実施権に基づく医薬品提供はありますか。2012年以降、強制実施権の対象となる医薬品は増えていますか。(=No.57)

- 48.(15) 強制実施権の場合、特許権者への実施料額はどの程度が設定されるのでしょうか。(=No.58)

- 49.(16) 特許権者からの不服申し立て制度はありますか。また、実際に不服の申し立てはありましたか。(=No.59)

- 50.(17) 特許権者(又はそのライセンシー)が、該当する製品をインドネシアにおいて製造・輸入・販売している場合であっても強制実施権の対象となるのでしょうか。(=No.60)

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

III. 特許期間延長について

51.(18) 医薬品許認可当局が要求する臨床試験、申請に要した期間について、医薬特許存続期間を延長する制度はありますか。また、今後制定される可能性はありますか。(=No.61)

IV. 職務発明について

52.(19) 現地企業における、職務発明の承継、発明報奨についての運用の実態を教えてください。(=No.62)

V. 免責について

53.(20) 第 16 条第 3 項の免責(試験・研究)の範囲に企業の R&D は含まれますか?(=No.63)